【資料３】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 3 月 20 日
第 9 回条例検討会資料

市民及び関係団体との意見交換会について（案）

１．目的

（１）条例づくりに向けて、一般市民及び関係団体（障がい当事者団体、雇用・生活関係団体、福祉サービス関係団体、教育関係団体、医療関係団体、交通関係団体など）の意見を幅広く聴取すること。

（２）条例の周知及び障がいや障がい者への理解促進を図ること。

２．実施時期

別紙：「意見交換会スケジュール（案）」参照

３．内容

「中間とりまとめ」を基に、①現在の条例検討会における取組みについて周知を図るとともに、②条例に対する要望や期待することについて意見交換を行う。

４．説明者

条例づくりにおいて市民がより参画したものとするため、条例検討会委員（２名＝関係団体委員１名＋当事者委員１名）に説明してもらう。

５．その他

区自治協議会委員・自治会長・民生委員に対して、区説明会開催の周知を行う。（４～５月）

別紙

意見交換会スケジュール（案）

	H２５年度	H２６年度					
	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
条例検討会	第9回 (3/20) ◎	第10回 (4/17) ◎					第11回 (9/18) ◎
中間とりまとめ(案)作成	←→	←→					
条例(案)作成						←→	←→
意見交換会等			【対象】 区自治協委員・自治会長・民生委員 説明者：行政	【対象】 (１)一般市民※区別で開催 (２)関係団体（①教育関係団体・②医療関係団体・③交通関係団体・④雇用・生活関係団体・⑤障がい当事者団体・⑥福祉サービス関係団体など） 説明者：関係団体委員及び当事者委員で説明			